**平成２６年（フ）第５０９号**
静岡市駿河区中島1316番地の１、旧住所静岡市駿河区丸子２丁目８番１号
債務者　須賀　　登
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３１５号**
岐阜市光町２丁目22番地１　パレス忠節206号室
債務者　吉村　弘志
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第３３４号**
新潟市西区坂井東３丁目10番17号、前住所新潟市西区松海が丘４丁目10番３号
債務者　吉崎　　綠
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５５号**
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪478番地２
債務者　宮崎　一夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２６年（フ）第１３９号**
千葉県銚子市垣根町１丁目73番地の３　オリーブハイツ１号
債務者　椎名　和子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２９７号**
愛知県西尾市熊味町東平角19番地１　ジョイフルＢ棟102号室、前住所愛知県西尾市本町32番地１　レジデンス悠海1005号室
債務者　三津　直樹
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第３７９５号**
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―320号
債務者　匠建築設計事務所こと　山本　文雄
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３７９６号**
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―320号
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９５４号**
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ15―505号
債務者　猿渡　日幸
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４０８９号**
大阪市西区九条南１丁目10番25―208号
債務者　松山順子こと　李　　順仙
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１６３号**
大阪府高槻市清水台２丁目５番16号
債務者　戸田　貴子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１７５号**
大阪府四條畷市清瀧533番地の１　コンフォート清滝301
債務者　中川　絹代
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１８５号**
大阪市城東区関目４丁目７番12号、前住所大阪市旭区赤川４丁目８番28号
債務者　松本　健治
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１９４号**
大阪府枚方市茄子作３丁目27番14号、前住所大阪府枚方市春日元町２丁目21番26号
債務者　杉谷　純史
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４２１２号**
大阪府豊中市服部南町３丁目２番１号
債務者　野口　尚久
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４２６６号**
大阪府茨木市中村町７番11号　メゾンルミナス106号
債務者　渡邉ひろ子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４３０１号**
大阪府枚方市牧野北町８―12―209、住民票上の住所大阪府枚方市牧野北町６番８―308号
債務者　山本　洸司
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部